

「(仮称) 八峰能代沖洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社八峰能代沖洋上風力が、秋田県能代市及び山本郡八峰町の沖合において、最大で出力 356,000kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和 6 年 5 月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業の対象事業実施区域となっている海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき、令和 2 年 11 月に「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会（以下「法定協議会」という。）」が設置され、令和 3 年 9 月に海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に指定されている。

また、本事業の対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による洋上風力発電所が稼働しているほか、複数の陸上風力発電所も稼働中又は環境影響評価手続中であり、本事業においては、累積的な影響を考慮した環境影響評価を実施している。

さらに、環境影響評価の選定項目に係る予測の不確実性の程度が大きい場合等において、環境への影響が著しいものとなるおそれがあるときには事後調査を行うこととされている。洋上風力発電事業は、国内での稼働事例や環境影響評価手続の実績が少ないことから、事後調査を十分に実施し、事業による環境への影響を適切に把握することが重要であるところ、本事業においては、複数の選定項目について事後調査を実施することとしている。

一方、対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト2020」（令和 2 年 3 月環境省）に準絶滅危惧として掲載されている猛禽類のミサゴや海鳥のオオセグロカモメ等の飛翔が多く確認されているほか、対象事業実施区域周辺の陸域は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り鳥の移動経路となっている。

くわえて、対象事業実施区域内で、ネズミイルカ科、マイルカ科の海棲哺乳類の出現が確認されている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

ア 本事業計画の今後の検討に当たっては、法定協議会での協議の結果を踏まえ、適切に対応するとともに、関係機関等と調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

イ 対象事業実施区域内において、他の事業者による風力発電所が稼働中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有すること。

(2) 事後調査等について

洋上風力発電事業の実施による環境影響に係る科学的知見は十分に蓄積されていないことから、あらかじめ環境影響の予測・評価を十全に実施することが難しく、環境保全措置の効果の不確実性が高い項目もあるため、事後調査等を実施することが重要である。このため、本事業による環境影響を適切に把握できるよう、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえて、事後調査等に係る具体的な計画を策定し、評価書に記載すること。また、以下の措置を適切に講ずること。

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他の事業者による洋上風力発電所が稼働しているほか、複数の陸上風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図り、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、「環境省レッドリスト2020」に準絶滅危惧として掲載されている猛禽類のミサゴや海鳥のオオセグロカモメ等の飛翔が多く確認されているほか、対象事業実施区域周辺の陸域は、ガン類、カモ類及びハクチョウ類の渡り鳥の移動経路となっている。

ミサゴ、オオセグロカモメについては、風力発電機のブレード回転域における飛翔が確認されており、ブレード・タワー等への接近・接触の可能性がある。また、対象事業実施区域及びその周辺を餌場として利用していることに加え、鳥類への影響の予測には不確実性を伴うことから、バードストライク等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を適切に講ずること。

ア 鳥類に係る事後調査について、風車稼働時における鳥類の状況を確認するため、1.(2)の内容を踏まえ適切に実施すること。

イ 洋上では鳥類の死骸確認調査が実施できないため、鳥類の衝突を監視するカメラ等を活用した事後調査が有効である。本事業においては、4か所の風力発電機に監視カメラ等を配置し事後調査を行うこととしており、今後、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による鳥類への影響が適切に把握できるよう更に検討すること。

ウ 設備点検等の際には、鳥類の衝突の有無の把握や衝突した鳥類の種の特定に資するよう鳥類の衝突の痕跡等の情報の取得に努めること。仮に、衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 海生生物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ネズミイルカ科、マイルカ科の海棲哺乳類の出現が確認されており、風力発電設備の工事及び稼働による水中音の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による海生生物への影響を回避又は低減する観点から、1.(2)の内容を踏まえ事後調査を適切に実施すること。